大学教育の国際化加速プログラム（海外先進教育研究実践支援（研究実践型））	2,595	—	—	—	—	2,595	文部科学省
専門職大学院等教育推進プログラム（実務技能教育指導要綱作成）	500	—	—	—	—	500	国立大学法人名古屋大学
研究拠点形成費等補助金	25,164	—	—	—	—	25,164	
若手研究者養成費（大学院教育改革支援プログラム）	17,600	—	—	—	—	17,600	文部科学省
先導的ＩＴスペシャリスト育成推進プログラム	7,564	—	—	—	—	7,564	国立大学法人名古屋大学
原子力研究環境整備補助金	1,500	—	—	—	—	1,500	
原子力研究推進事業	1,500	—	—	—	—	1,500	文部科学省
静岡市結核健康診断費補助金	213	—	—	—	—	213	静岡市
浜松市結核健康診断費補助金	241	—	—	—	—	241	浜松市
合計	122,832	—	24,634	—	—	98,197	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(60,731) 60,731	4	(—) —	0
	非常勤	(—) 10,800	3	(—) —	0
	計	(60,731) 71,531	7	(—) —	0
教職員	常勤	(9,523,130) 9,523,130	1,177	(1,180,607) 1,180,607	54
	非常勤	(—) 529,949	649	(—) —	0
	計	(9,523,130) 10,053,079	1,826	(1,180,607) 1,180,607	54
合計	常勤	(9,583,861) 9,583,861	1,181	(1,180,607) 1,180,607	54
	非常勤	(—) 540,749	652	(—) —	0
	計	(9,583,861) 10,124,610	1,833	(1,180,607) 1,180,607	54

（注１）　役員に対する報酬等の支給基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人静岡大学役員報酬規程、国立大学法人静岡大学教職員給与規程、国立大学法人静岡大学役員退職手当規程、国立大学法人静岡大学教職員退職手当規程及び国立大学法人静岡大学外国人教師退職手当規程に基づいております。

（注２）　支給人員数は、年間平均支給人員数となっております。

（注３）　常勤職員とは、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。

（注４）　「支給額」欄の上段（　）内の金額は、承継職員等に係る支給額を内数で記載しております。

（注５）　支給額には、法定福利費は含まれておりません。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	学部・研究科等	附属学校	研究所	法人本部	小計	法人共通	合計
業務費用							
業務費	13,865,947	1,423,369	888,935	1,665,824	17,844,076	—	17,844,076
教育経費	1,240,241	153,853	6,471	187,802	1,588,368	—	1,588,368
研究経費	1,085,642	2,008	153,337	—	1,240,988	—	1,240,988
教育研究支援経費	680,300	—	338	12,204	692,843	—	692,843